

[事案 2021-228] 契約者貸付無効請求

・令和4年5月26日 裁定終了

<事案の概要>

募集人が勝手に契約者貸付を行ったことを理由に、契約者貸付の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和61年9月に契約した終身保険について、以下の理由により、平成12年3月の契約者貸付を無効としてほしい。

- (1)自分が知らないうちに、募集人が自分の生保カードを使って勝手に貸付を受けた。
- (2)心当たりとしては、募集人から調べたいことがあると言われ、生保カードを1週間預けたことがある。

<保険会社の主張>

生保カードは申立人が所持しており、募集人が暗証番号を知るすべはないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約者変更時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が勝手に契約者貸付を行ったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。